



許可番号第00100045587号

### 産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 北海道北見市小泉761番地12

氏 名 株式会社エース・クリーン  
代表取締役 中井 真太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和3年(2021年)2月27日

許可の有効年月日 令和10年(2028年)2月26日

#### 1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん。

以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

積替保管なし。以下余白。

#### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

\*\*\*\*\*

#### 3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成9年(1997年)	2月27日	許可の更新
平成14年(2002年)	2月27日	許可の更新
平成19年(2007年)	2月27日	許可の更新
平成26年(2014年)	2月27日	許可の更新
令和3年(2021年)	2月27日	許可の更新

#### 5. 積替え許可の有無 有・無

市名\*\*\*\*\* 許可番号\*\*\*\*\*

#### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無



許可番号第00150045587号

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道北見市小泉761番地12  
氏 名 株式会社エース・クリーン  
代表取締役 中井 英治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はる み



許可の年月日

平成29年 4 月 25 日

許可の有効年月日

平成34年 4 月 24 日

## 1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、廃酸（pH2.0以下のもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、特定有害産業廃棄物（別紙のとおり。）。積替保管なし。以下余白。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

\*\*\*\*\*

## 3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 4 月 25 日 許可の更新

## 5. 積替え許可の有無

有・無

市名\*\*\*\*\*

許可番号\*\*\*\*\*

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無



(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 第00150045587号  
 許可業者の名称 株式会社エース・クリーン

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉍さい	廃石綿等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	産業廃棄物を処分するために処理したもの
含有等する有害物質の種類														
石綿														
アルキル水銀化合物					○						○			
水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）					○						○			
カドミウム又はその化合物					○						○			
鉛又はその化合物					○						○			
有機燐化合物					○						○			
六価クロム化合物					○						○			
砒素又はその化合物					○						○			
シアン化合物					○						○			
ポリ塩化ビフェニル														
トリクロロエチレン														
テトラクロロエチレン														
ジクロロメタン														
四塩化炭素														
1,2-ジクロロエタン														
1,1-ジクロロエチレン														
シス-1,2-ジクロロエチレン														
1,1,1-トリクロロエタン														
1,1,2-トリクロロエタン														
1,3-ジクロロプロペン														
チウラム														
シマジン														
チオベンカルブ														
ベンゼン														
セレン又はその化合物														
1,4-ジオキサン														
ダイオキシン類														

※注1 別記様式26の「事業の範囲」の欄が不足する場合は、本書を用いることができるものとする。（その場合、別記様式26の「事業の範囲」欄の産業廃棄物の種類のうち、特定有害産業廃棄物については「別紙のとおり」と記載。）

- 2 取り扱う産業廃棄物の該当欄に○印を付すこと。
- 3 許可を有しない種類の行、列、欄については、削除するか又は斜線で消すこと。
- 4 別記様式26とどじて、割印を押印すること。



# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道北見市小泉761番地12  
氏 名 株式会社エース・クリーン  
代表取締役 中井 真太郎

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 令和3年(2021年)4月28日  
許可の有効年月日 令和10年(2028年)4月27日

## 1. 事業の範囲

脱水(汚泥)、減容(廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。))、天日乾燥(汚泥)。  
以下余白。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

### (1) 施設の種類 汚泥の脱水施設

設置場所 北見市小泉761番12  
設置年月日 令和2年(2020年)8月5日  
処理能力  $8\text{ m}^3/\text{日}$ (8時間)  $1\text{ m}^3/\text{時間}$

### (2) 施設の種類 汚泥の脱水施設

設置場所 北見市小泉761番12  
設置年月日 平成20年(2008年)6月12日  
処理能力  $8\text{ m}^3/\text{日}$ (8時間)  $1\text{ m}^3/\text{時間}$

### (3) 施設の種類 廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)の減容施設

設置場所 北見市小泉761番6、12  
設置年月日 平成13年(2001年)5月10日  
処理能力  $0.96\text{ t}/\text{日}$ (8時間)  $0.12\text{ t}/\text{時間}$

### (4) 施設の種類 汚泥の天日乾燥施設

設置場所 北見市小泉761番1  
設置年月日 平成20年(2008年)4月16日  
処理能力  $76.08\text{ m}^3/\text{日}$ (24時間)  $3.17\text{ m}^3/\text{時間}$

(第2面へ続く)



(第2面)

許可番号 第00120045587号  
許可業者の名称 株式会社エース・クリーン

- (5) 施設の種類 保管場所1  
設置場所 北見市小泉761番6、12  
面積 48㎡  
種類 廃プラスチック類(発泡スチロール)  
保管上限 168㎡

3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況

- |              |       |  |
|--------------|-------|--|
| 平成9年(1997年)  | 6月24日 | 変更許可(埋立(汚泥)の追加。)                             |
| 平成11年(1999年) | 8月16日 | 変更許可(肥料の製造(動物のふん尿)の追加。)                      |
| 平成13年(2001年) | 6月22日 | 変更許可(減容(廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。))の追加。)          |
| 平成14年(2002年) | 3月18日 | 変更許可(炭化(汚泥、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿)、埋立(燃え殻)の追加。)   |
| 平成14年(2002年) | 4月28日 | 許可の更新  |
| 平成19年(2007年) | 4月4日  | 事業の一部廃止(埋立(燃え殻)の削除。)                         |
| 平成19年(2007年) | 4月28日 | 許可の更新  |
| 平成20年(2008年) | 5月9日  | 事業の一部廃止(埋立(汚泥)、炭化(汚泥、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿)の削除。) |
| 平成20年(2008年) | 5月28日 | 変更許可(天日乾燥(汚泥)の追加。)                           |
| 平成26年(2014年) | 4月28日 | 許可の更新  |
| 令和3年(2021年)  | 4月14日 | 事業の一部廃止(肥料の製造(動物のふん尿)の削除。)                   |
| 令和3年(2021年)  | 4月28日 | 許可の更新  |

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無